

# 消費者法制度における ソフトウェアの利用可能性について

2025年3月21日

飯田 高

(東京大学社会科学研究所)

# 「ソフトロー」の意味

ソフトローは何が「ソフト」なのか？

→ 3種類の「ソフトロー」 (Thibierge 2003)

**droit flou** 規範の内容に可塑性がある

- 言い換えると、曖昧・抽象的な内容の規定
- 予測可能性は低くなる一方、多様な事態に対応できる

**droit doux** 法的な義務を伴わない

- 強制的ではなく、望ましい行為を指し示す
- 自発的に規範に従うことが期待される

**droit mou** (法的制裁による) 拘束力を伴わない

- 事実的な拘束力 (社会的圧力によるものなど) はありうる
- droit douxとの区別は難しい場合が多いが、こちらは規範がどのように強制・実現されるかという問題

# 「ソフトロー」と「ハードロー」の関係

ソフトローはいかなる場面で使われ、ハードローとどのような関係にあるか？

→少なくとも次の3種類がある (Peters 2011; Terpan 2023)

## ① **ハードローを準備する段階でのソフトロー** [事前]

- 指針を提示し、将来の立法の基盤とする
- 対象者に心積もりをさせたり、軟着陸させたりする

## ② **ハードローを補完するソフトロー** [事後]

- 成立したハードローについて、内容の細部を定める
- 規範の明確化と予測可能性の増大に寄与する

## ③ **ハードローを代替するソフトロー** [事前／事後]

- ハードローの制定が難しい状況でルールを形成する
- 合意が困難な場合、時間がない場合、環境の変化が激しい場合、規制対象が多様な場合などが例

(①の目的を兼ねることもある)

# 「ソフトロー」の諸相

以上の分類の組み合わせ

	準備型	補完型	代替型
droit flou (厳密性△)			
droit doux (法的義務△)			
droit mou (拘束力△)			

単体では「ソフト」ではあっても、ハードローとセットになっているので法的義務や拘束力を伴うことが普通

\* 次のスライド以降は、黄色で示した部分のソフトローを念頭に置いています 3

# ソフトローとインセンティブ

ハードローがないとき、対象者のインセンティブは状況によって大きく異なる

- 準備型の場合、もし将来を見据えた対応をすることが利益になるのであれば、対象者はそのような行動を選択する
- 準備型の場合は、新しい環境に慣れることによって、ルールが指示する行動をとる（またはルールが禁止する行動を控える）ためのコストが小さくなる、ということもある
- 対象者が足並みを揃える必要があるケースなど、ルールにネットワーク効果（採用する人が増えるほど価値が高まるという性質）があれば、自発的に遵守されるようになる  
(Druzin 2017)
- ルールに違背する行動に対する社会的な圧力が強ければ遵守されやすくなる [→次のスライド]

# ソフトローとインセンティブ (つづき)

## 社会的な圧力

- 何が圧力として作用するかは、下記のような要因に依存
  - 対象者（規範の名宛人）となっているのがどういう人か  
例) 対象者は組織か個人か、匿名か顕名か、など
  - 対象者との間に継続的な関係があるかどうか
  - 対象者が別のところで利益を得る機会をもつかどうか
- 圧力の強さも、対象者自身の性質や敏感さ、関係する他者の人数、社会の同質性、違反行動についての情報の流通性などによって異なる
- 概して、合法か違法かがはっきりしているほうが圧力は強くなる（したがって、droit douxは社会的圧力が弱くなる傾向）

# ソフトウェアの一般的なメリット・デメリット

## 【メリット（例）】

- ・コストがかからない
- ・修正がしやすく、実態に即したルール形成ができる
- ・人々がルールに適応するための機会を設け、新たな制度への移行を円滑にすることができる

## 【デメリット（例）】

- ・正式な手続を経ていない（正統性の問題）
- ・当事者に不利益を課すルールについてソフトウェアに頼ると、不利益の範囲が不明確になるため、弊害が大きくなる可能性がある
- ・基本的に制御は難しい

# 消費者法制度とソフトロー

- どのタイプの、いかなる目的でのソフトローなのかを意識しておく必要がある
- droit douxとdroit mouの場合、十分な実効性をもつためには①～③のいずれかの条件が必要
  - ①問題状況が調整問題型になっている（規制の対象者が互いに歩調を合わせることに関心をもっており、抜け駆けをするインセンティブをもたない）こと
  - ②ルールに違反した場合に、将来の取引機会が失われたり、その他の不利益を受けたりする構造になっていること
  - ③ルールの実効化を行うインセンティブを（何らかの理由で）有する主体が存在すること

# 消費者法制度とソフトウェア

- ▶規制の対象となっている事業者を取り巻く環境はさまざま  
で、業界間でも業界内でも大きく違う可能性がある  
  
→事業者がどんな環境に置かれ、どういうインセンティブ  
をもっているのかを検討する必要がある
- ▶一方、補完型の場合は実効性の面では問題は少ないかもし  
れないが、手続の透明性や適正性の面では考えておくべき  
ことが多い
- ▶いったん形成されたソフトウェアを変更・除去するためには  
どうすればよいか？

## 【引用文献】

Druzin, B. (2017) “Why Does Soft Law Have Any Power Anyway?” *Asian Journal of International Law* 7(2): 361–378.

Peters, A. (2011) “Soft Law as a New Mode of Governance,” in U. Diedrichs, W. Reiners, and W. Wessels (eds.), *The Dynamics of Change in EU Governance*, Edward Elgar, pp. 21–51.

Terpan, F. (2023) “The Definition of Soft Law,” in M. Eliantonio, E. Korkea-aho, and U. Mörth (eds.), *Research Handbook on Soft Law*, Edward Elgar, pp. 43–55.

Thibierge, C. (2003) “Le droit souple: Réflexion sur les textures du droit,” *Revue trimestrielle de droit civil* 2003(4): 599–628.

清水真希子 (2018) 「ソフトロー：民法のパーспекティブ（１）～（３・完）」*阪大法学* 67(6): 277–309, 68(2): 395–422, 68(3): 253–282.